

## 福島市営住宅等条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、福島市営住宅等条例（平成九年条例第三十四号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市営住宅及び特別市営住宅（以下「市営住宅等」という。）並びに共同施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(特別市営住宅への入居に係る収入基準)

**第二条** 条例第三条第二号、第五十二条第三号の規則で定める基準は、十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

(単身入居住宅の規格)

**第三条** 条例第六条第二項に定める者が単身で入居することのできる市営住宅の規格は、居室の数が二以下又は住戸専用面積が五十平方メートル以下のものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(入居の申込み)

**第四条** 条例第九条第一項（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定により市営住宅等の入居の申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、福島市営住宅入居申込書（様式第一号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 一 入居申込者及び当該入居申込者と同居しようとする者（以下「同居予定者」という。）について、次のイからハマまでに掲げる区分に応じ、当該イからハマまでに掲げる書類
  - イ 給与所得者 前年の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの規定により算出した所得金額（以下「所得金額」という。）に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書（以下「所得証明書」という。）（市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあっては、前年の所得金額に係る給与所得の源泉徴収票及び前々年の所得金額に係る所得証明書）並びに給与所得者が就職後一年を経過しない場合などその額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合にあっては、雇用主の発行する雇用証明書及び給与等の支払を証する書類
  - ロ 給与所得者以外の者で、所得税、市県民税又は事業税の納税義務を有しているもの 前年の所得金額に係る所得証明書（市町村長が当該所得証明書を発行できない場合にあっては、前年の所得金額に係る確定申告書その他の所得の収支を記載した明細書及び前々年の所得金額に係る所得証明書）
  - ハ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による生活扶助を受けている者 それを証明する居住地の市町村長の証明書
- 二 入居申込者及び同居予定者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民票の写し
- 三 同居予定者が親族であることを証明できる書類

- 四 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下「控除対象配偶者」という。）又は同項第三十四号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で、入居申込者及び同居予定者以外のある場合には、それを証明できる書類
  - 五 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者（以下「老人控除対象配偶者」という。）である場合又は扶養親族のうちに同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族若しくは十六歳以上二十三歳未満の扶養親族がある場合には、それを証明できる書類
  - 六 入居申込者、同居予定者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で、入居申込者及び同居予定者以外のもので所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者又は同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、それを証明できる書類
  - 七 入居申込者又は同居予定者が所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三十一号に規定する寡夫である場合には、それを証明できる書類
  - 八 市営住宅への入居の申込みをしようとする場合において、入居申込者が第六条各号に掲げる者であるときは、それを証明できる書類
  - 九 市営住宅への入居の申込みをしようとする場合において、入居申込者が条例第六条第二項各号に掲げる者（前号に規定する者を除く。）であるときは、それを証明できる書類
  - 十 特別市営住宅への入居の申込みをしようとする場合において、第三十条第一号から第三号までに掲げる事由がある者にあつては、それを証明できる書類
- 2 入居申込者が次の各号に掲げる者であるときは、前項の規定によるほか、それぞれ当該各号に規定する書類を提示しなければならない。
- 一 被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条に規定する被爆者をいう。以下同じ。）被爆者健康手帳
  - 二 炭鉱離職者（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第八条第一項、第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により炭鉱離職者求職手帳を発給されている者をいう。以下同じ。）炭鉱離職者求職手帳

（入居許可証）

**第五条** 市長は、条例第九条第一項（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定により市営住宅等への入居を許可したときは、当該入居申込者に対して、福島市営住宅入居許可証（様式第二号）を交付するものとする。

（優先入居の要件）

**第六条** 条例第十条第三項に規定する規則で定める要件を備えている者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 老人 六十歳以上の者で、同居予定者のすべてが次のいずれかに該当するもの
  - イ 配偶者
  - ロ 六十歳以上の者又は十八歳未満の者
- 二 身体障害者 次のいずれかに該当する者で世帯を構成しているもの

- イ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ三に掲げる第一款症以上であるもの
  - ロ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる四級以上であるもの
  - ハ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち当該手帳に障害の程度が重度であることの記載がされているもの
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定により厚生労働大臣が定める特殊の疾病（以下「特殊の疾病」という。）による障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者 次のいずれかに該当する者で世帯を構成しているもの
- イ 特定疾患治療研究事業による特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証の交付を受けている者
  - ロ 特殊の疾病による障がいの程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であることを証明する医師の診断書を有する者
  - ハ 特殊の疾病による障がいにより障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十二条第八項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
- 四 二十歳未満の子を扶養する寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子で現に二十歳未満の子を扶養しているもの
- 五 十八歳未満の子三人以上と同居している者 現に十八歳未満の親族三人以上と同居し、扶養している者

（入居替え）

- 第七条** 条例第五条第七号若しくは第八号又はこの規則第三十条第四号若しくは第五号に該当する入居替えを希望する者は、福島市営住宅入居替許可申請書（様式第三号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をするときは、当該申請者に福島市営住宅入居替許可証（様式第四号）を交付するものとする。

（入居の手続）

- 第八条** 条例第十一条第一項第一号（条例第五十八条で準用する場合を含む。）に規定する請書は、福島市営住宅使用請書（様式第五号）によるものとする。
- 2 前項の請書には、連帯保証人が第九条第一号から第三号の要件に該当する者であることを証する書類及び連帯保証人の印鑑に係る市町村長の発行する証明書を添付しなければならない。
- 3 条例第十一条第五項ただし書（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者は、福島市営住宅入居日延期承認申請書（様式第六号）にその理由を記載し、市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の承認をした場合には、市営住宅等の入居を許可された者に福島市営住宅入居日延期承認通知書（様式第七号）を交付するものとする。
- 5 条例第十一条第六項（条例第五十八条で準用する場合を含む。）に規定する報告は、入居の日から十四日以内とし、入居を許可された市営住宅等の住所を証する書類を提出することにより行うものとする。

（連帯保証人）

**第九条** 条例第十一条第一項第一号（条例第五十八条で準用する場合を含む。）に規定する市長が適当と認める連帯保証人は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- 一 日本国籍を有していること。
  - 二 市町村税を滞納していないこと。
  - 三 現に市営住宅等又は県営住宅等の入居者でないこと。
  - 四 過去十年以内に市営住宅等を退去させられた者でないこと。
- 2 市長は、連帯保証人としての資格並びに適正を欠く事実が判明したときは、連帯保証人を変更させることができる。

（連帯保証人の変更等）

**第十条** 入居者は、既に立てた連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに次項に規定する連帯保証人の変更の手続をとらなければならない。

- 一 死亡又は住所不明
  - 二 失業その他保証能力を著しく減少又は喪失させる事由
  - 三 後見開始又は保佐開始の審判
- 2 入居者は、連帯保証人を変更するときは、福島市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書（様式第八号）を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、その承認の可否を決定し、当該申請者に対し福島市営住宅入居者連帯保証人変更承認・不承認通知書（様式第九号）により、通知するものとする。
  - 4 入居者は、連帯保証人の本籍地、住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに福島市営住宅入居者連帯保証人・本籍地・住所・氏名変更届（様式第十号）を市長に提出しなければならない。

（同居の承認）

**第十一条** 条例第十二条第一項（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定により同居の承認（以下「同居承認」という。）を受けようとする者は、福島市営住宅同居承認申請書（様式第十一号）に同居させようとする者に係る第四条第一項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、出生による場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、その承認の可否を決定し、同居を承認した場合は、当該申請者に対し、福島市営住宅同居承認通知書（様式第十二号）により通知するものとする。

(入居の承継)

**第十二条** 条例第十三条第一項(条例第五十八条で準用する場合を含む。)の規定により入居の承継(以下「入居承継」という。)の承認を受けようとする者は、当該事由の生じた日から十四日以内に、福島市営住宅入居承継承認申請書(様式第十三号)に入居者との続柄を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、その承認の可否を決定し、入居承継の承認をした場合は、当該申請者に対し、福島市営住宅入居承継承認通知書(様式第十四号)により通知するものとする。

3 前項の承認の通知を受けた者は、条例第十一条第一項第一号の規定による請書を市長に提出しなければならない。この場合において、第八条の規定を準用するものとする。

(同居者の異動報告)

**第十三条** 入居者は、出生、婚姻、死亡その他の事由により同居者に異動を生じたとき(同居承認の場合を除く。)は、速やかに福島市営住宅入居者異動届(様式第十五号)に当該事実を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(利便性係数)

**第十四条** 条例第十四条第三項の規定により規則で定める数値は、別表第一の名称の欄に掲げる市営住宅ごとに、それぞれ同表の利便性係数の欄に掲げる数値とする。

(改良住宅及び第三種市営住宅の家賃)

**第十五条** 条例第十四条第五項に規定する規則で定める改良住宅の家賃及び同条第六項に規定する規則で定める第三種市営住宅の家賃は、別表第二の名称の欄に掲げる住宅ごとに、それぞれ同表の家賃の欄に掲げる額とする。

(収入申告)

**第十六条** 条例第十六条第一項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第十六号)に市町村長の発行する所得額を証する書類その他収入額を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 入居者又はその同居者が条例第六条第一項第三号イに該当する場合においては、その旨を証する書類を前項の申告書に添付しなければならない。

(収入の認定等)

**第十七条** 市長は、条例第十六条第三項の規定により収入の認定をしたときは、認定した収入の額及びその者の家賃の額を収入認定通知書(様式第十七号又は様式第十八号)により通知するものとする。

2 条例第十六条第四項の規定により意見を述べようとする者は、前項の通知を受け取った日から三十日以内に収入認定更正申請書(様式第十九号)に、その理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、その可否を決定し、当該申請者に対し、収入認定更正・再認定の承認・不承認通知書(様式第二十号)により通知するものとする。

- 4 入居者は、条例第十六条第三項の規定による収入の認定後（同条第四項の規定により更正されたときは、その更正後をいう。）において新たに生じた事由により、認定された収入の額（同条第四項の規定により更正されたときは、その更正後の額）の再認定を受けようとするときは、収入再認定申請書（様式第二十一号）により市長に申請しなければならない。
- 5 前条の規定並びに第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（家賃及び敷金の減免又は徴収猶予）

**第十八条** 条例第十七条、条例第十九条第二項及び条例第五十六条の規定による家賃及び敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、福島市営住宅家賃・敷金減免申請書（様式第二十二号）又は福島市営住宅家賃・敷金徴収猶予申請書（様式第二十三号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、当該申請者に対し、福島市営住宅家賃・敷金減免承認通知書（様式第二十四号）又は福島市営住宅家賃・敷金徴収猶予承認通知書（様式第二十五号）により通知するものとする。

（家賃の減免基準）

**第十九条** 条例第十七条（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定による市営住宅等の家賃の減免又は徴収の猶予の基準は、次のとおりとする。

- 一 入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養が必要となり、当該家賃を支払うことが困難であると市長が認めた場合 十二月を超えない範囲
- 二 入居者又は同居者の退職その他認定した収入の額の更正又は再認定をしたならば家賃の額の変更が生じると認められる事由が発生した場合 十二月を超えない範囲
- 三 市営住宅建替事業により除却した市営住宅の除却前の最終の入居者を当該市営住宅建替事業の施行に伴い他の市営住宅に仮入居させた場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の家賃を超えることとなった場合 仮入居の期間を超えない範囲
- 四 条例第五条第一号に該当し、市長が住宅を指定して仮に入居を認めるものの場合 三月を超えない範囲

（敷金の減免基準）

**第二十条** 条例第十九条第二項（条例第五十八条で準用する場合を含む。）に規定する敷金の減免又は徴収の猶予の基準は、敷金の五割以内とする。ただし、条例第五条第一号から第三号まで及び第三十条第一号に掲げる者で住宅を指定して仮に入居を認めるものについては、敷金の十割以内とする。

（迷惑行為）

**第二十一条** 条例第二十五条の周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為とは、他の入居者の生活を妨害し、又は住環境を著しく悪化させ平和を乱すと市長が判断した行為で、制止等の命令又は指導に従わない行為をいう。

（長期不在の届出）

**第二十二条** 条例第二十六条（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、福島市営住宅長期不在届（様式第二十六号）によらなければならない。

（住宅の用途併用及び模様替・増築）

**第二十三条** 条例第二十八条ただし書（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定により住宅の一部を住宅以外の用途として併用の承認を受けようとする者は、福島市営住宅一部用途併用申請書（様式第二十七号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、その承認の可否を決定し、当該申請者に対し、福島市営住宅一部用途併用承認・不承認通知書（様式第二十八号）により通知するものとする。
- 3 条例第二十九条ただし書（条例第五十八条で準用する場合を含む。）の規定により住宅の模様替又は増築の承認を受けようとする者は、福島市営住宅模様替・増築申請書（様式第二十九号）に模様替又は増築に係る設計図面を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、その承認の可否を決定し、当該申請者に対し、福島市営住宅模様替・増築承認・不承認通知書（様式第三十号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定により住宅の模様替又は増築の承認を受けた者は、その工事の完了後、直ちに、しゅん工届（様式第三十一号）を市長に提出し、条例第六十九条に規定する市長の指定する者の検査を受けなければならない。

（収入超過者の認定等）

**第二十四条** 市長は、条例第三十条第一項の規定により収入超過者として認定する入居者については、第十七条第一項の規定にかかわらず、条例第十六条第三項の規定により認定した収入の額及び条例第三十二条第一項に規定する公営住宅の家賃の額又は同条第三項の規定により算出された改良住宅の家賃及び割増賃料の額を収入超過者認定通知書（様式第三十二号又は様式第三十三号）により通知する。

- 2 第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の収入超過者の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「条例第十六条第四項」とあるのは「条例第三十条第三項」と、同条第四項中「同条第四項」とあるのは「条例第三十条第三項」と読み替えるものとする。

（高額所得者の認定等）

**第二十五条** 市長は、条例第三十条第二項の規定により高額所得者として認定する入居者については、第十七条第一項の規定にかかわらず、条例第十六条第三項の規定により認定した収入の額及び条例第三十四条第一項に規定する家賃の額を高額所得者認定通知書（様式第三十四号）により通知するものとする。

- 2 第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の高額所得者の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「条例第十六条第四項」とあるのは「条例第三十条第三項」と、同条第四項中「同条第四項」とあるのは「条例第三十条第三項」と読み替えるものとする。

(高額所得者に対する明渡請求等)

**第二十六条** 条例第三十三条第一項の請求は、福島市営住宅明渡請求書(様式第三十五号)により行うものとする。

2 条例第三十三条第四項の入居者の申出は、福島市営住宅明渡期限延長(更新)申請書(様式第三十六号)によるものとする。

3 市長は、条例第三十三条第四項の規定により明渡期限を延長又は更新するときは、当該入居者に、福島市営住宅明渡期限延長(更新)承認通知書(様式第三十七号)により通知するものとする。

(市営住宅等の明渡しの届出)

**第二十七条** 条例第四十二条第一項(条例第五十八条で準用する場合を含む。)に規定する明渡しの届出は、福島市営住宅返還届(様式第三十八号)によるものとする。

(社会福祉法人等の使用の許可の申請等)

**第二十八条** 条例第四十五条第一項の規定により公営住宅の使用の許可を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉事業等使用許可申請書(様式第三十九号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、使用の許可の可否を決定し、申請した社会福祉法人等に対し、社会福祉事業等使用許可・不許可通知書(様式第四十号)により通知する。

(申請内容の変更の報告)

**第二十九条** 条例第四十六条の規定による報告は、市営住宅使用内容変更報告書(様式第四十一号)により行わなければならない。

(特別市営住宅の公募の例外)

**第三十条** 条例第五十一条の規則で定める特別の理由は、次に掲げるものとする。

一 不良住宅の撤去

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三条第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条(第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)第二条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

四 現に特別市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている特別市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

五 特別市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(特別市営住宅の家賃)

**第三十一条** 条例第五十五条第一項に規定する規則で定める特別市営住宅の家賃は、別表第三のとおりとする。

(駐車場の管理)

**第三十二条** 条例第六十一条の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、福島市営住宅駐車場使用申請書(様式第四十二号)、福島市営住宅駐車場(所有車両無)使用申請書(様式第四十三号)又は福島市営住宅駐車場(余剰区画)使用申請書(様式第四十四号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、駐車場を使用させることを許可した者に対して、福島市営住宅駐車場使用許可証(様式第四十五号)、福島市営住宅駐車場(所有車両無)使用許可証(様式第四十六号)又は福島市営住宅駐車場(余剰区画)使用許可証(様式第四十七号)を交付するものとする。
- 3 条例第六十三条第一項第一号の所定の書類は、第八条第一項に定める請書によるものとする。
- 4 条例第六十八条で準用する条例第四十二条により駐車場の使用を許可された者が駐車場を明け渡すときは、その五日前までに福島市営住宅駐車場返還届(様式第四十八号)を提出し、条例第六十九条に規定する市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(駐車場の使用料)

**第三十三条** 条例第六十五条第一項に規定する規則で定める駐車場の使用料は、別表第四のとおりとする。

(立入検査)

**第三十四条** 条例第六十九条第三項の規定により立入検査にあたる者が携帯する身分を示す証票は、福島市営住宅検査員証(様式第四十九号)とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三十条及び第三十一条の規定は、平成十年三月一日から施行する。

(福島市営住宅条例施行規則の廃止)

- 2 福島市営住宅条例施行規則(平成三年規則第四号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成十年四月一日以後の市営住宅の家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、旧規則の相当規定にかかわらず、平成十年三月三十一日以前においても、この規則の例によりすることができる。
- 4 平成十年四月一日前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に作成されている旧規則の規定に定める用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

**附 則（平成一二年規則第二号）**

この規則は、平成十二年三月一日から施行する。

**附 則（平成一二年規則第二一号）**

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島市営住宅等条例施行規則様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**附 則（平成一三年規則第一号）**

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則（平成一三年規則第二号）**

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則（平成一四年規則第一七号）**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一四年規則第四四号）**

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島市営住宅等条例施行規則様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**附 則（平成一五年規則第一〇号）**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年規則第四五号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一六年規則第一七号）**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則（平成一六年規則第二五号）**

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

**附 則（平成一七年規則第一三〇号）**

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則（平成一七年規則第三六号）**

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

**附 則（平成一八年規則第二九号）**

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則（平成一九年規則第一七号）**

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成一九年規則第三三号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年規則第一一号）**

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年規則第三六号）**

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則（平成二一年規則第八号）**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則（平成二二年規則第九号）**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成二二年規則第五二号）**

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

**附 則（平成二三年規則第二六号）**

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に現に作成されている改正前の福島市営住宅等条例施行規則様式第十七号、様式第十八号及び様式第三十二号から様式第三十四号までによる用紙は、所要の調整をして使用することができる。

**附 則（平成二四年規則第一八号）**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二四年六月二八日規則第三三号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

**附 則**（平成二四年一二月二七日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二五年三月二九日規則第二六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年三月三十一日規則第一三号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年六月三〇日規則第三〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二六年九月三〇日規則第三六号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三十一日規則第二六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年六月一七日規則第三六号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（福島市営住宅等条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の福島市営住宅等条例施行規則様式第十六号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の収入の申告について適用し、平成二十六年分までの収入の申告については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二七年九月三〇日規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二八年一月二五日規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島市営住宅等条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の福島市営住宅等条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**別表第一（第十四条関係）**

| 名称     | 区分                   | 利便性係数 |
|--------|----------------------|-------|
| 清水が丘   |                      | 〇・九〇  |
| 笹谷     | 中層耐火（三～五階建をいう。以下同じ。） | 〇・八六  |
|        | 簡易耐火平家・簡易耐火二階        | 〇・八三  |
| 北信     | 中層耐火                 | 〇・八五  |
|        | 簡易耐火平家               | 〇・八二  |
| 宮代     | 宮代字樋ノ口               | 〇・七六  |
|        | 宮代字上川原               | 〇・七四  |
| 下釜     | 簡易耐火平家・簡易耐火二階        | 〇・八二  |
|        | 簡易耐火二階の一部            | 〇・七九  |
|        | 中層耐火                 | 〇・八五  |
| 瀬上     |                      | 〇・八一  |
| 砂入     |                      | 〇・七九  |
| 平ヶ森    |                      | 〇・八三  |
| 春日町    |                      | 〇・八九  |
| 清風荘    |                      | 〇・八四  |
| 春日町若草荘 |                      | 〇・九二  |
| 入江町    | 改良                   | 〇・八九  |
|        | 特定目的                 | 〇・八九  |
|        | アパート                 | 〇・八六  |
| 所窪     | 二号棟十一・十四号室           | 〇・九一  |
|        | 二号棟十一・十四号室を除く二号棟、三号棟 | 〇・八六  |
|        | 一号棟                  | 〇・八四  |
| 月崎     |                      | 〇・七六  |
| 平野     |                      | 〇・七四  |
| けやきの村  |                      | 〇・七四  |
| 信夫     | 上ノ台                  | 〇・七八  |
|        | 竹ノ内前                 | 〇・七三  |
| 鎌古屋    |                      | 〇・七四  |
| 北萱場    |                      | 〇・七四  |

|      |                                             |      |
|------|---------------------------------------------|------|
| 杉ノ上  |                                             | ○・七四 |
| 遠原   |                                             | ○・七二 |
| 荒井   |                                             | ○・七四 |
| 蓬萊第一 |                                             | ○・八一 |
| 蓬萊第二 |                                             | ○・八一 |
| 蓬萊第三 |                                             | ○・八一 |
| 蓬萊第四 |                                             | ○・八一 |
| 中央   |                                             | ○・九〇 |
| 先達   |                                             | ○・八六 |
| 桜町   |                                             | ○・八三 |
| 陳光   |                                             | ○・八五 |
| 由添   | 北中央二丁目                                      | ○・八八 |
|      | 東中央三丁目                                      | ○・八八 |
| 嶽駒   |                                             | ○・八二 |
| 川前   |                                             | ○・八三 |
| 川前第二 |                                             | ○・八四 |
| 北沢又  |                                             | ○・八一 |
| 曲松   |                                             | ○・八六 |
| 大下   |                                             | ○・八六 |
| 土湯   |                                             | ○・七六 |
| 大豆塚  | 二号棟十三号室                                     | ○・九一 |
|      | 一号棟、二号棟十三号室を除く二号棟                           | ○・八六 |
| 天王原  |                                             | ○・八〇 |
| 南沢又  | 二号棟十一・十四・十八・二十四・三十四・四十四・五十四・六十四号室、三号棟       | ○・八八 |
|      | 一号棟、二号棟十一・十四・十八・二十四・三十四・四十四・五十四・六十四号室を除く二号棟 | ○・八六 |
| 野田町  | 一号棟十八・二十八号室、二号棟                             | ○・九三 |
|      | 一号棟十八・二十八号室を除く一号棟                           | ○・九一 |
| 泉    |                                             | ○・八九 |
| 曾根田町 |                                             | ○・九五 |
| 早稲町  |                                             | ○・九五 |
| 中町   |                                             | ○・九五 |
| 新町   |                                             | ○・九五 |
| 町畑   |                                             | ○・七三 |
| 和台   |                                             | ○・七〇 |

別表第二（第十五条関係）

一 改良住宅

| 名称  | 区分      |         | 家賃（月額）       |
|-----|---------|---------|--------------|
|     | 建設年度    | 構造      |              |
| 中央  | 昭和四十二年度 | 中層耐火四階建 | 六、五〇〇～八、〇〇〇円 |
|     | 昭和四十三年度 | 中層耐火五階建 | 六、七〇〇～七、一〇〇円 |
|     |         | 中層耐火六階建 | 六、五〇〇～七、〇〇〇円 |
|     | 昭和四十四年度 | 中層耐火五階建 | 五、八〇〇～七、八〇〇円 |
|     | 昭和四十五年度 | 中層耐火五階建 | 六、三〇〇～六、八〇〇円 |
| 入江町 |         |         | 六、一〇〇～八、〇〇〇円 |

二 第三種市営住宅

| 名称   | 家賃（月額）  |
|------|---------|
| 経檀   | 三〇、〇〇〇円 |
| 田端   | 三七、〇〇〇円 |
| 北小明利 | 三七、〇〇〇円 |

別表第三（第三十一条関係）

| 名称   | 家賃（月額）         |
|------|----------------|
| 所窪   | 六〇、〇〇〇円        |
| 入江町  | 五五、〇〇〇～六二、〇〇〇円 |
| 野田町  | 六三、〇〇〇円        |
| 御山町  | 五五、〇〇〇～六三、〇〇〇円 |
| 町畑中央 | 四七、〇〇〇円        |

別表第四（第三十三条関係）

| 名称   | 家賃（月額） |
|------|--------|
| 清水が丘 | 二、三〇〇円 |
| 砂入   | 二、三〇〇円 |
| 所窪   | 二、三〇〇円 |
| 曲松   | 二、三〇〇円 |
| 大下   | 二、三〇〇円 |
| 土湯   | 二、三〇〇円 |
| 大豆塚  | 二、三〇〇円 |
| 天王原  | 二、三〇〇円 |
| 南沢又  | 二、三〇〇円 |
| 野田町  | 二、三〇〇円 |

|        |        |
|--------|--------|
| 入江町    | 二、三〇〇円 |
| 蓬莱第一   | 二、三〇〇円 |
| 泉      | 二、三〇〇円 |
| 由添     | 二、三〇〇円 |
| 春日町若草荘 | 二、三〇〇円 |
| 町畑     | 一、〇〇〇円 |
| 町畑中央   | 一、〇〇〇円 |
| 経檀     | 一、〇〇〇円 |